

災害時の応急対策業務に関する協定の締結式を行いました！

平成24年9月26日、福井県港湾建設協会と敦賀港湾事務所は、当事務所にて災害時の応急対策業務に関する協定の締結式を行いました。本協定の締結は、地震や風水害等により当事務所の所管施設が被災した際に、当事務所の要請により同協会が、必要な船舶・建設機材、人員等を復旧に充てることで、応急対策や被災施設の早期復旧に資することを目的としております。

同協定式では、廣木 沿岸防災対策官より協定の趣旨説明を行い、続いて福井県港湾建設協会 関 剛摩 会長と当事務所 松本 祐二 所長が協定書に調印しました。松本所長は「災害時にはスムーズな復旧にかかれるよう日頃から連携を深めたい。今回の協定は、人々の安全安心な生活に繋がる」と述べ、続いて関 会長から「有事に備えた取り組みをしていきたい」とあいさつがありました。

なお協定の締結は、東日本大震災を踏まえ、初期段階の緊急物資輸送に港湾施設の早期復旧が重要な課題となったことから事前の体制強化の一環として行われており、管内では金沢港湾・空港整備事務所、新潟港湾・空港整備事務所について3番目となります。



廣木 沿岸防災対策官からの協定の趣旨説明



協定書に調印する松本所長と関会長



松本 所長のあいさつ



関 会長のあいさつ



協定を締結し握手を交わす松本所長と関会長



会場全体の様子